

千葉市景観計画の改定（案）【概要】

千葉市景観計画の目的

魅力ある景観の形成を推進するためには、市民・事業者と市の協力によって取り組むことが必要です。そのためには、景観形成の理念を踏まえ、千葉市が目指すべき景観形成の目標を掲げ、市民・事業者と市の協働により魅力ある千葉らしい景観づくりを進めていくことが求められます。

今後も、これまでの景観形成への取組みを継承しつつ、上位計画や関連計画との整合を図りながら、景観まちづくりの話題や社会情勢の変化を踏まえた魅力ある景観の形成を推進していきます。

景観形成の理念

豊かな緑や水辺など、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成と市民文化の向上

- 千葉市の貴重な財産である緑と水辺、歴史的資源を大切に守り育てることを基本とし、これらの要素を活かした景観の形成を図ります。
- やすらぎやゆとり、あるいはにぎわいや楽しさなど、市民が住まい、働き、憩うことに快適で、精神的な豊かさを享受できる景観の形成を図ります。
- 千葉市の新しい市民文化の向上と育成を目指し、市民の身近な視点を基本としながら、市民・事業者と市の協働による景観の形成を図ります。

第1章 千葉市の景観特性

本市の景観は、都市の発展に基づく土地利用などから、国道14号・357号付近に約19kmに及ぶ旧海岸線を境として、埋め立てによる海際の市街地の景観、内陸部の市街地の景観、市街地の後背地に広がる里山や谷津が特徴のある田園景観に大きく区分することができます。これらの特徴ある景観を基本としながら、多様な表情のある景観が形成されています。

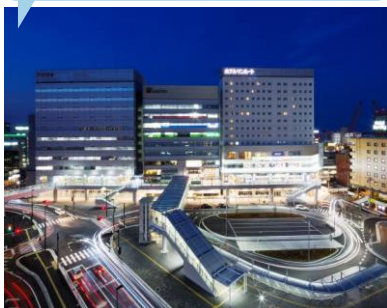
長い海岸線がつくる海の景観や海際の市街地の景観



多様な表情を持つ内陸部の市街地の景観



千葉市の顔となる都心の景観



緑と水辺、谷津が広がる田園の景観



多くの人の目にふれる幹線道路沿道の景観



表情豊かな河川周辺の景観



時の流れを伝える景観



市民や団体を主体とした活動や取り組みによる景観



モノレールが結ぶ上空と地上の景観



第2章 景観計画の区域：千葉市全域を景観計画の区域とします。

景観形成推進地区：幕張新都心中心地区（平成24年千葉市告示第849号）
幕張新都心若葉住宅地区（平成31年千葉市告示第3号）
幕張新都心住宅地区（令和4年告示予定）

第3章 景観形成の目標と方針

うみ まち さと

うみ・まち・さとの魅力を活かしたちばの景観づくり

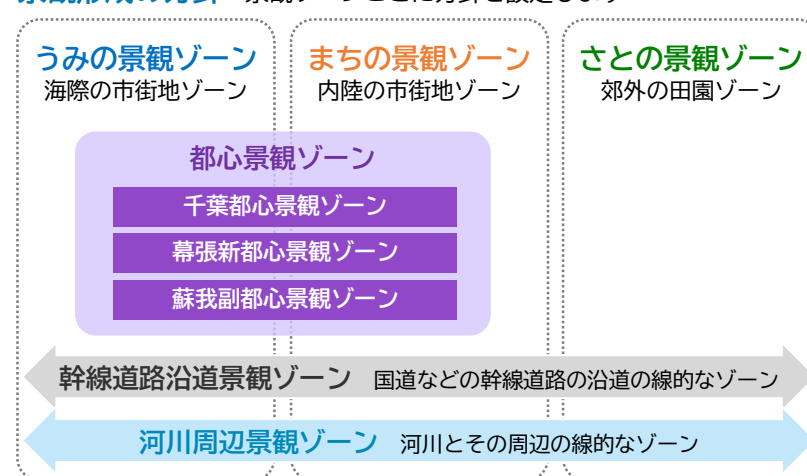
景観形成の目標と基本方針に基づき、それを具体的に展開していくために、景観計画区域を「うみ」「まち」「さと」の景観のイメージを形成しているゾーンごとに区分し、景観形成の方針を設定します。

また、「うみ」「まち」と関連しつつも、特別な景観のイメージを持つゾーンである都市の顔をつくる3つの都心、「うみ」「まち」「さと」を結ぶ国道などの沿道景観として重要な幹線道路の沿道と千葉市の骨格を形成している河川の周辺を抽出し、それぞれに景観形成の方針を設定します。

景観形成の目標

- 目標1 うみにふさわしい景観形成
- 目標2 まちの魅力を引き立てる景観形成
- 目標3 さとや緑・水・地形を大切にしたい景観形成
- 目標4 時をささむ景観形成
- 目標5 市民・事業者・市が育む景観形成

景観形成の方針 景観ゾーンごとに方針を設定します



第4章 景観形成の誘導

景観形成の誘導は、千葉市全域における一定の規模の行為と、特定の地区（景観形成推進地区）における行為について推進します。

景観形成推進地区は、住民等との合意に基づき、指定していきます。

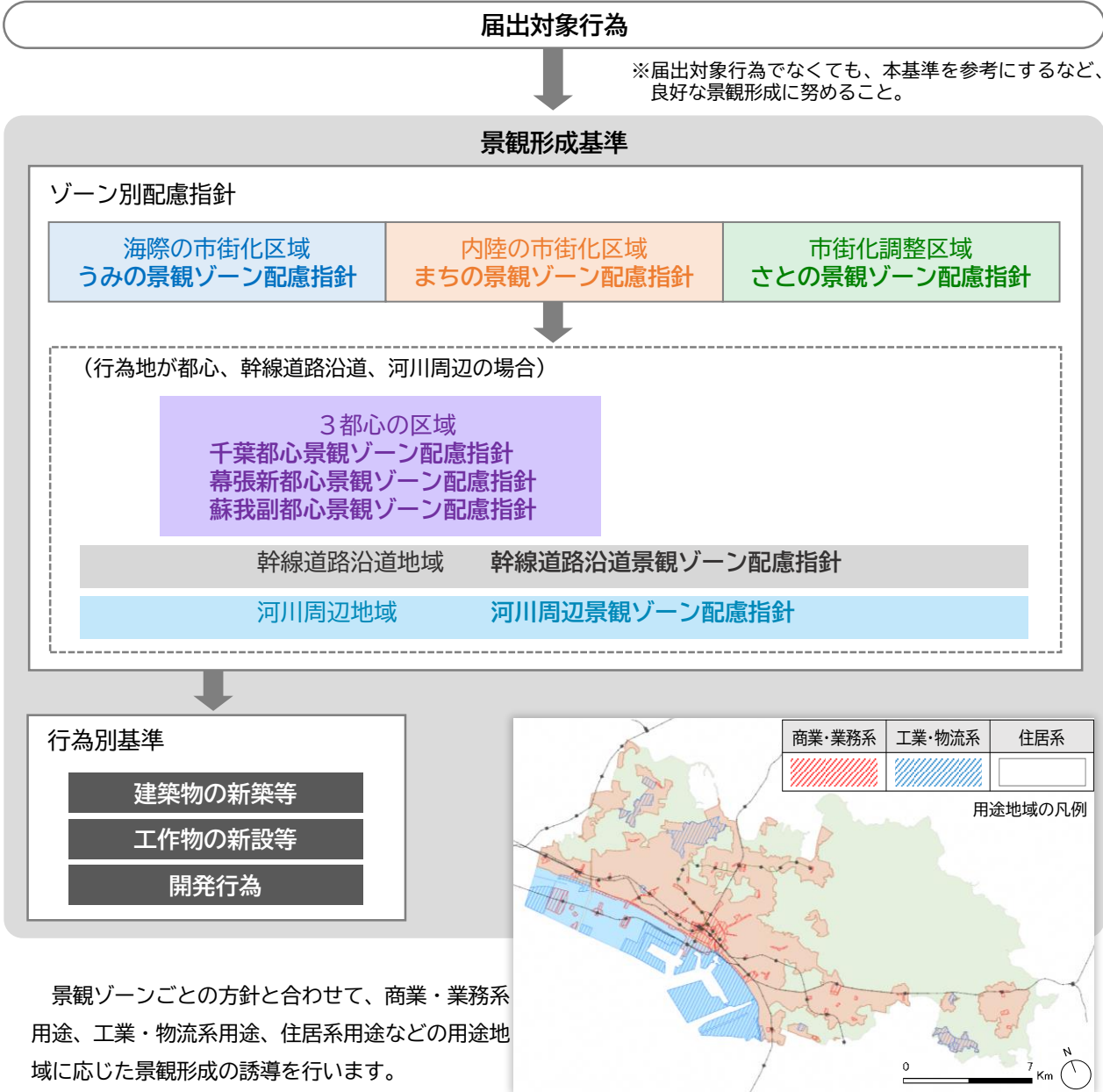
千葉市域全域
一定規模の行為の届出と景観形成の誘導

景観形成推進地区
地区ごとの景観形成の誘導

千葉市全域（景観形成推進地区以外の区域）における届出対象行為

届出が必要な行為	届出が必要な規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更	市街化区域	高さが20mを超えるもの又は延べ面積が5,000㎡を超えるもの
	市街化調整区域	高さが10mを超えるもの又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更	高さが20mを超えるもの	
開発行為	区域面積が10,000㎡を超えるもの	

景観形成基準の構成



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

地域における良好な景観資源を保全・活用していくために、景観重要建造物・景観重要樹木を指定します。（指定方針）

- シンボルやランドマークとなるなど、千葉市の景観を代表し、地域の特徴的な景観の形成に欠くことのできない建造物
- 地域の暮らし、街道や産業の景観を伝えるなど、地域の自然、歴史、文化を象徴する建造物
- 市民等による維持管理が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く親しまれている建造物

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報を提供し、まちににぎわいや活気を与える特性を持っています。しかしながら、色彩や形態などが無秩序な広告物が氾濫してしまうと、本来の特性が失われ、景観を阻害する要因となります。屋外広告物については、その特性によって良好な景観を形成する重要な要素であることとらえ、千葉市屋外広告物条例に基づく基準により、適切に誘導・規制していくことを基本とします。



第7章 公共施設の整備等に関する事項

公共施設は、景観形成の骨格を形成する重要な施設です。このため、公共施設の整備に当たっては、公共施設景観デザインガイドラインなどを踏まえ、以下の事項に十分に配慮し、良好な景観の形成を先導していくよう努めます。

- 市民の豊かな生活と交流を支え、幅広く親しまれる施設づくり
- 地域にふさわしい景観形成を先導する施設づくり
- 愛着を育み、次の世代に住みよいまちを残す施設づくり

第8章 景観形成の推進方策

景観形成を推進する主体として、市民・団体・事業者・市は、それぞれ以下の役割を果たすとともに、各主体が連携・協働しながら取り組んでいくものとします。

(1) 市民の役割

景観施策の理解と協力を努めるとともに、景観形成にかかわる場・機会や取り組みの実践などに積極的に参加・協力するものとします。

(2) 事業者の役割

管理する建築物等の景観的な配慮に努めるとともに、市民と同様に地域社会の一員として、景観形成にかかわる場・機会や取り組みの実践などに積極的に参加・協力します。

(3) 市の役割

先導的な役割を果たす公共事業の推進に努めるとともに、景観計画をはじめとする景観施策の普及・啓発と、市民や事業者の景観形成に関する各種の取り組みの支援を積極的に進めるものとします。

